

經濟論叢

第164卷 第2号

-
- 規範と制度化の階層的意識決定モデル……………出口 弘 1
- 都市開発量決定メカニズムの經濟分析(1)……………鄭 炳 潤 31
- リーン生産システムと危機における
労働の柔軟性……………李 在 鎬 45
- 自社の株式を対象とした売建
プット・オプション取引における
會計問題(1)……………池 田 幸 典 66
- カレッキの開発經濟学(1)……………山 本 英 司 87
-

平成11年8月

京 都 大 學 經 濟 學 會

自社の株式を対象とした売建プット・ オプション取引における会計問題（1）

——負債と持分の区分と持分内部の区分の相互関連——

池 田 幸 典

I はじめに

近年、とくに米国において負債と持分¹⁾の区分が問題となっており、米国の財務会計審議会（以下「FASB」と略称）は1990年8月に、当該問題に関する討議資料「負債金融商品と持分金融商品の区分、および負債と持分の両性質を持つ金融商品の会計」（FASB [1990]、以下「1990年DM」と略称）を発行し、2000年第1四半期には当該問題に関する公開草案を発行する予定である²⁾。

また、日米をはじめ様々な国で、持分内部の区分が近年、従来とは異なる側面で問題となっている。持分に含まれる項目は、①資本³⁾、②利益⁴⁾、③損益計算書を経由せずに持分に直接計上される項目⁵⁾、の3つである。従来は、①と②の区分、すなわち資本と利益の区分が重視されていたが、日米ともに、近年、この問題はほとんど議論されていない（新井 [1996]、20ページ）。一方、現在では、上記の②と③の区分問題が、包括利益（comprehensive income）問題という形で重視されている。

1) 本稿では、「持分（equity）」の定義を、米国の財務会計基準審議会が発行した財務会計概念書第6号「財務諸表の構成要素」（FASB [1985]）における「持分」の定義に従い、「資産から負債を控除した純資産額」（par. 49、平松・広瀬訳、308ページ）と規定する。

2) FASBのホームページにおける記述を参照した。

3) 本稿において「資本」とは、「拠出資本」を指すものとする。

4) 本稿において、「利益」とは、「純利益」を含む「留保利益」を指すものとする。

5) 本稿では、「損益計算書を経由せずに持分に直接貸記される項目」を、FASBの財務会計基準書第130号（FASB [1997]）に従い、「その他の包括利益」と呼称する。

これらの問題、すなわち、負債と持分の区分問題と持分内部の区分問題という2つの区分問題は、無関係とはいえず、相互に関連する問題であると考えられる。

本稿は、このような2つの問題領域の関連のあり方を考察する手掛りとして、この2つの問題領域が重なる項目の一つであると考えられる「自社の株式を対象とした売建プット・オプション (put option written on an enterprise's own stock)」⁶⁾ (以下「POW」と略称)⁷⁾ の取引における会計的問題について考察しようとするものである⁸⁾。

通常、POW取引の問題は、負債と持分の区分問題において論じられる。では、なぜ持分内部の区分問題としても問題になるのであろうか。その鍵は、当該取引に対する米国における現行の会計ルール及び実務の中にある。実務に関しては別稿に譲るとして、本稿では、POW取引⁹⁾に関する米国における現行の会計ルールを概観し、会計上の問題点を指摘する。

II 米国における現行の会計ルール

米国では、自社の株式を対象としたオプション取引に関する会計ルールが、FASBの緊急問題タスク・フォース(以下「EITF」と略称)によって定められている。

6) “enterprise's own stock” という語は、“company's own stock” (EITF [1995], pp. 775-776A) とか、“company's own capital stock” (APB [1966], par. 28) と呼ばれることもあり、「自己株式」と「発行済株式」と「未発行株式」を包含する。他社の株式ではない「自社の株式」を指す語であるため、本稿では、“enterprise's own stock” (あるいはそれに類する語) に対して、「自社の株式」という訳語をあてることにする。なお、訳語については、野口 [1999], 21ページ、23ページを参考にした。

7) 本稿では、「自社の株式を対象とした売建プット・オプション」のことを、先行研究(桃田 [1997], 徳賀 [1997a], 徳賀 [1997b]) に従い、「POW」と略称する。そして、POWに関する取引を「POW取引」と略称し、POWの対象となった株式を「POW株式」(ただし、POW株式には、POWは含まれない)と略称する。

8) 会計以外の諸問題については、本稿の検討対象とはしない。

9) POW取引の概要や仕組みについては、紙幅の都合上省略するが、次を参照されたい。(Schneider and McCarthy [1995], pp. 22-23, 桃田 [1996a], 30-31ページ, 桃田 [1996b], 37-41ページ, 桃田 [1997], 33-35ページ, Beier and Herz [1997], pp. 59-62)

POW 取引についての現行ルールは、Issue No. 96-13「自社の株式の公正価値に連動し、自社の株式で決済される可能性のある派生金融商品の会計」における合意事項 (EITF [1997], 以下「EITF 96-13」と略称) によって定められている¹⁰⁾。EITF 96-13 は、自社の株式を対象とした「自立型 (freestanding)」のオプション取引、先渡取引、および分離型株式購入ワラントなどについて扱っている。そのうち、POW 取引に関する処理は、決済方法¹¹⁾ が1つだけ定められている場合と、2つ以上の決済方法からホルダー (買手) ないしはライター (売手) に1つの決済方法を選択する権利を与える場合とに分かれる。

(A) 決済方法が1つだけ定められている場合には、決済方法によってそれぞれ次のように規定される。

(A-1) 現物決済のみが要求される場合、POW は恒久的持分¹²⁾ であると規定される。POW 株式の金額を、恒久的持分から、負債と持分の中間項目である「暫定的持分」に移さねばならない¹³⁾。POW に係る公正価値の変動は決済時まで認識しない。したがってこの場合、損益は一切生じない。

(A-2) 純額現物決済のみが要求される場合、POW は恒久的持分である

10) EITF 96-13 は、EITF による過去の合意事項、すなわち Issue 87-31 における合意事項 (EITF [1987], 以下「EITF 87-31」と略称)、Issue 94-7 における合意事項 (EITF [1995], 以下「EITF 94-7」と略称)、Issue 96-1 における合意事項 (EITF [1996], 以下「EITF 96-1」と略称) を統合し、追加規定を加えたものである。

11) EITF 96-13 は、決済方法として、「現物決済 (physical settlement)」、「純額現物決済 (net share settlement)」、「純額現金決済 (net cash settlement)」の3つを挙げる。POW 取引において、現物決済、純額現物決済、純額現金決済とは、次の通りである (EITF [1997], p. 871)。

現物決済—POW 行使時に、ホルダーが自社の株式を引渡し、ライターが現金を支払う。

純額現物決済—POW 行使時に、損失が生じた当事者 (ライター) が、利益が生じた相手方 (ホルダー) に、当該利益に相当する数 (公正価値に基づき計算した株式数) だけ、自社の株式を引渡す。

純額現金決済—POW 行使時に、損失が生じた当事者 (ライター) が、利益が生じた相手方 (ホルダー) に、当該利益に相当する現金を引渡す。自社の株式の交換はなされない。

12) 「恒久的持分」とは、従来の持分のことであると思われる (梶田 [1996b], 37ページ)。

13) ただし、再分類が行なわれるとはいっても、POW 株式が負債として扱われるわけではなく、当該株式に対する配当は、依然として配当として扱われる。よって、表示上は持分から除外するにもかかわらず、会計処理上は何ら変更が行われないことから、表示と会計処理との乖離が指摘されている (梶田 [1997], 43ページ)。

と規定される。POW 株式に関する再分類は行われない。POW に係る公正価値の変動は決済時まで認識しない。したがってこの場合、損益は一切生じない。

(A-3) 純額現金決済のみが要求される場合、POW は負債であると規定される。POW 株式に関する再分類は行われない。決算時には、POW に係る公正価値の変動を認識する。したがって、この場合には損益は生じることになる。

(B) ライター側に決済方法の選択がある場合、選択肢に純額現物決済がある場合は、純額現物決済がなされると仮定され、(A-2) に準ずる。現物決済と純額現金決済の選択である場合は、現物決済がなされると仮定され、(A-1) に準ずる。

(C) ホルダー側に決済方法の選択がある場合、選択肢に純額現金決済がある場合は、純額現金決済があると仮定され、(A-3) に準ずる。純額現物決済と現物決済の選択である場合は、現物決済が行われると仮定され、(A-1) に準ずる。

したがって、これらの規定に基づいて仕訳を行うと、第1表の設例に対して、9通りの仕訳が必要となる(第2表~第5表を参照)。

また、POW 取引におけるヘッジ会計の適用¹⁴⁾の是非が、EITF において問題となったが、EITF ルールにおいては、こうした POW 取引にヘッジ会計は適用されない。なぜなら、EITF において大きな影響力と発言権を有している(Miller et al. [1998], pp. 169-170) 米国証券取引委員会(以下「SEC」と略称)が、資本取引であることを理由にヘッジ会計の適用を認めないと考え、さらに FASB 財務会計基準書(以下「SFAS」と略称)第80号「先物契約の会計処理」のヘッジ会計適用の要件(FASB [1984], par. 4)を満たさないという立場を表明しているため、EITF もヘッジ会計の適用を認めないという結論

14) POW 取引を行う目的の1つとして、発行済株式の再取得のコストを固定化(すなわちヘッジ)することがあるとされる(Beier and Herz [1997], p. 59)。

第1表 POW取引の設例

(ア)	X社の株式は1株当たり20ドルで取引されているが、そのうちの10万株につき、1株当たり2ドルのプレミアムでPOW契約を行う。行使価格は1株当たり19ドルである。POWがすべて行使された場合の要償還額である「POW株式」を表示する場合、その金額は190万ドルである。		
(イ)	決算時に、このオプションの価格が、例えば1株当たり2ドルから1株当たり1ドルになる。		
(ウ)	取引が終了する際、その時点の株価によって、下記の(ウー1)、(ウー2)、(ウー3)の3つの結果のうちのいずれか1つが生ずる。		
	1株当たり19ドルを超える場合	1株当たり19ドル以下になる場合	
	(ウー1) X社の株価が1株あたり19ドルを超え、POWがアウト・オブ・ザ・マネーの状態になる場合、ホルダーはPOWを行使せず、X社は20万ドルの現金を保留することになり、POW株式に関する償還義務は消滅する。	(ウー2) POWが行使される前にX社がPOWを全て市場で買戻す場合(注)、この時点でのPOWの市場価格が1株当たり1.5ドルであるとすると、15万ドルの現金を支払うことになり、結局5万ドルの現金がX社に残ることになる。POW株式に関する償還義務は消滅する。	(ウー3) POWがアット・ザ・マネーもしくはイン・ザ・マネーの状態である場合、つまり1株当たり19ドル以下である時に満期を迎えた場合、ホルダーはPOWを行使する。 (ウー3)の場合、さらに下記の3つの帰結のうちのいずれかが生じる。 (帰結1) 満期時にX社の株式が1株当たり17ドルを超え19ドル以下になる場合、例えば1株当たり19ドルの場合、ホルダーはPOWを行使する。X社は結果的に、プレミアム料の20万ドルだけ自己株式取得コストを減少させることができた。 (帰結2) 満期時にX社の株式が1株あたり17ドルの場合、ホルダーはPOWを行使する。結果としてX社の自己株式取得コストは、市場で自社発行株式を購入した場合の自己株式取得コストと同じになった。 (帰結3) 満期時にX社の株式が1株当たり17ドルを下回る場合、例えば1株あたり12ドルの場合、ホルダーはPOWを行使する。X社は、50万ドルだけ自己株式取得コストを増加させる結果となり、POW取引の利用が裏目に出たことになる。

70 (164)

第164巻 第2号

注：この場合、POW取引を行った企業（ライター：本設例ではX社）は、投資家（ホルダー）による行使によって生じる不利益の方が、POWが行使される前にPOWを買戻すことによる不利益よりも大きいと考えているものと思われる。よってこの場合、POWが買戻される時点の株価は、行使価格（本設例では1株当たり19ドル）よりも低いものと考えられる。
出典：Schneider and McCarthy [1995], pp. 22-23 に加筆・修正。

第2表 EITF 96-13に基づく仕訳のパターン

		契約上の条件								
		A：決済方法が単一の場合			B：ライター（企業）に決済方法の選択権がある場合			C：ホルダー（投資家）に決済方法の選択権がある場合		
		A-1： 現物決済 の場合	A-2： 純額現物 決済の場 合	A-3： 純額現金 決済の場 合	B-1： 現物決済 と純額現 物決済の 場合	B-2： 純額現物 決済と純 額現金決 済の場合	B-3： 現物決済 と純額現 金決済の 場合	C-1： 現物決済 と純額現 物決済の 場合	C-2： 純額現物 決済と純 額現金決 済の場合	C-3： 現物決済 と純額現 金決済の 場合
実際 に行 われ た 決 済 方 法	現物決済	仕訳 a (第3表 を参照)			仕訳 d (第4表 を参照)		仕訳 a (第3表 を参照)	仕訳 a (第3表 を参照)		仕訳 i (第5表 を参照)
	純額現物 決済		仕訳 b (第4表 を参照)		仕訳 b (第4表 を参照)	仕訳 b (第4表 を参照)		仕訳 g (第3表 を参照)	仕訳 h (第5表 を参照)	
	純額現金 決済			仕訳 c (第5表 を参照)		仕訳 e (第4表 を参照)	仕訳 f (第3表 を参照)		仕訳 c (第5表 を参照)	仕訳 c (第5表 を参照)

出典：EITF [1997], p. 874B を基に作成。

第3表 POW取引の仕訳（現物決済が仮定される場合：A-1, B-3, C-1）（単位：ドル）

		仕 訳 a		仕 訳 f		仕 訳 g	
(ア)		(借)現金 200,000 (借)前受オプション料 200,000 (借)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000	(貸)前受オプション料 200,000 (貸)資本剰余金 200,000 (貸)POW株式 1,900,000	仕訳aと同じ		仕訳aと同じ	
(イ)	(仕訳なし)						
(ウ-1)	(借)POW株式 1,900,000	(貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000					
(ウ-2)	(借)資本剰余金 150,000 (借)POW株式 1,900,000	(貸)現金 150,000 (貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000					
(ウ-3)	帰結1	(借)自己株式 1,900,000 (借)POW株式 1,900,000	(貸)現金1,900,000 (貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000	(借)POW株式 1,900,000	(貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000	(借)POW株式 1,900,000	(貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000
	帰結2			(借)資本剰余金 200,000 (借)POW株式 1,900,000	(貸)現金 200,000 (貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000	(借)資本剰余金 200,000 (借)POW株式 1,900,000	(貸)自己株式 ²⁾ 200,000 (貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000
	帰結3			(借)資本剰余金 700,000 (借)POW株式 1,900,000	(貸)現金 700,000 (貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000	(借)資本剰余金 700,000 (借)POW株式 1,900,000	(貸)自己株式 ²⁾ 700,000 (貸)資本金及び資本剰余金 ¹⁾ 1,900,000

注1)：本来、資本金と資本剰余金の金額は区別されているが、本稿では便宜上、両者を「資本金及び資本剰余金」という1つの勘定項目として処理している。

2)：ここでは「自己株式」としているが、新株の場合も考えられる。

3)：仕訳については、先行研究で行なわれていないので、EITF [1997], pp. 871-874B の内容を基に作成した。

第4表 POW取引の仕訳 (純額現物決済が仮定される場合：A-2, B-1, B-2) (単位：ドル)

		仕 訳 b		仕 訳 d		仕 訳 e	
(ア)		(借)現金 200,000 (借)前受オプション料 200,000	(貸)前受オプション料 200,000 (貸)資本剰余金 200,000	仕訳bと同じ		仕訳bと同じ	
(イ)		(仕訳なし)					
(ウ-1)		(仕訳なし)					
(ウ-2)		(借)資本剰余金 150,000	(貸)現金 150,000				
(ウ-3)	帰結1	(仕訳なし)		(借)自己株式 1,900,000	(貸)現金 1,900,000		
	帰結2	(借)資本剰余金 200,000	(貸)自己株式 ¹⁾ 200,000			(借)資本剰余金 200,000	(貸)現金 200,000
	帰結3	(借)資本剰余金 700,000	(貸)自己株式 ¹⁾ 700,000			(借)資本剰余金 700,000	(貸)現金 700,000

注1)：ここでは「自己株式」としているが、新株の場合も考えられる。

2)：仕訳については、先行研究で行なわれていないので、EITF [1997], pp. 871-874B の内容を基に作成した。

第5表 POW取引の仕訳(純額現金決済が仮定される場合:A-3, C-2, C-3) (単位:ドル)

		仕 訳 c		仕 訳 h		仕 訳 i	
(ア)		(借)現金 200,000	(貸)前受オプション料 200,000	仕訳cと同じ		仕訳cと同じ	
(イ)		(借)前受オプション料 100,000	(貸)前受オプション料収益 100,000				
(ウ-1)		(借)前受オプション料 100,000	(貸)前受オプション料収益 100,000				
(ウ-2)		(借)前受オプション料 100,000 オプション償還損 50,000	(貸)現金 150,000				
(ウ-3)	帰結1	(借)前受オプション料 100,000	(貸)前受オプション料収益 100,000			(借)前受オプション料 100,000 (借)自己株式 1,900,000	(貸)前受オプション料収益 100,000 (貸)現金 1,900,000
	帰結2	(借)前受オプション料 100,000 (借)償還損失 200,000	(貸)前受オプション料収益 100,000 (貸)現金 200,000	(借)前受オプション料 100,000 (借)償還損失 200,000	(貸)前受オプション料収益 100,000 (貸)自己株式 ¹⁾ 200,000	(借)前受オプション料 100,000 (借)自己株式 1,700,000 償還損失 200,000	(貸)前受オプション料収益 100,000 (貸)現金 1,900,000
	帰結3	(借)前受オプション料 100,000 (借方)償還損失 700,000	(貸)前受オプション料収益 100,000 (貸方)現金700,000	(借)前受オプション料 100,000 (借)償還損失 700,000	(貸)前受オプション料収益 100,000 (貸)自己株式 ¹⁾ 700,000	(借)前受オプション料 100,000 (借)自己株式 1,200,000 償還損失 700,000	(貸)前受オプション料収益 100,000 (貸)現金 1,900,000

注1): ここでは「自己株式」としているが、新株の場合も考えられる。

2): 仕訳については、先行研究で行なわれていないので、EITF [1997], pp. 871-874B の内容を基に作成した。

を出しているためである (EITF [1997], pp. 874-874A)。

III 米国における現行ルールにおける問題点

ここでは、EITF のルールにおけるいくつかの問題点を指摘する¹⁵⁾。

① 決済方法による取引の性格付けの問題

EITF 96-13 では、決済方法、および決済方法によって引き渡される対象物の性格 (すなわち、資産か否か) によって POW 取引の性格が規定されるが、実際の決済方法によって分類せず、決済が起こる前に、一定の決済方法を仮定する形で POW 取引の性格が決定される。そして、決定された POW 取引の性格に従って、処理方法が決定される。よって、予め仮定した決済方法と、実際の決済方法とが異なるという現象が生じうる。例えば、ライターに現物決済ないしは純額現物決済を可能ならしめる POW 取引について純額現金決済を行った場合と、ホルダーに純額現金決済という選択肢が与えられている POW 取引について純額現金決済を行った場合では、結果的に同じ取引になっているのに、処理方法は全く異なることになる。よって、予め仮定された決済方法に依拠して POW 取引の性格を決めることに対する妥当性に、疑問が提起される。また、決済方法が POW 取引の性格を左右することに対する妥当性にも、問題が提起されることになる。

POW 取引を資本取引とみなす場合の会計処理は、EITF 87-31 に基づいている。EITF 87-31 において、POW 取引を資本取引とみなす論拠は、自社の株式に係る取引を全て資本取引とみなす APB 意見書第 9 号第 28 項である。そして、この基準に依拠して、取引開始時、決算時、および取引完了時の POW

15) 従来の研究 (FASB [1990], AAA-FASC [1993], 梶田 [1997]) では、EITF [1997] ではなく EITF [1987] について検討がなされており、さらにそれらの研究では、取引開始時に貸方に生じる POW について、負債か持分かという問題が検討され、そして再分類時に貸方に生ずる POW 株式について、負債か持分かという問題が検討されていたにすぎない。しかもそれらの研究は、問題点の提起にとどまっていたり、仮に結論が出されているとしても論拠がない場合もある。従来の研究の詳細については、次稿にて述べる予定である。

の処理を規定する。したがって、この場合の POW 取引に EITF ルールを適用した場合、ホルダーには利得・損失のいずれかが生じるが、ライターには利得・損失のいずれも生じない。通常、オプション取引は、当事者の一方が利得を得るともう一方が損失を蒙るため、ゼロサムゲームであるが、POW 取引に EITF のルールを適用すると、ゼロサムゲームでなくなってしまう。そこで、この場合の POW 取引は資本取引か損益取引か、という問題が生じる。一方、POW 取引を損益取引と見る場合、通常のオプション取引と同じ処理が規定される。したがって、この場合、オプション取引がゼロサム・ゲームであるという原則と整合することになる。

また、POW 取引は、オプション料の授受取引と自社の株式の授受取引が相互に関係する取引であるが、この2つの取引を一体のものとするか、別個のものとするかによって、導き出される結論が異なってくる。EITF ルールでは、この2つの取引を一体のものとし、POW 取引全体を資本取引ないしは損益取引と見なす。しかし、仮に自己株式取引を含む、自社の株式の授受取引が資本取引であるとしても、オプション料の授受取引や純額現金決済取引までもが資本取引となるのであろうか。仮に、POW 取引のうち、オプション料の授受取引を損益取引、自社の株式の移動が発生したらその株式に関する取引は資本取引と見なすならば、純額現金決済を損益取引と考える余地も存在する。また、オプション料の授受取引と、自社の株式の授受取引とを別個のものとするならば、POW 取引のうち、オプション料の授受取引を損益取引とみなし、決済取引はその方法に関わらず資本取引と見ることも可能である。したがって、取引の性格付けの問題、すなわち、POW 取引における資本取引と損益取引の区分の問題は、オプション料の授受取引と自社の株式の授受取引とを一体のものとするか別個のものとするかによって、結論が分かれる。また、決済時に自己株式の授受が起こりうることから、自己株式取引の性格付けの問題とも関連して論じられる問題でもある。

② POWの区分問題

EITF 96-13においては、POWを持分と見る場合と負債と見る場合がある。負債と持分に分ける規準は、①で述べたように、予め仮定される決済方法と、その決済方法によってホルダーに引き渡されるものの性格（すなわち、引き渡されるものが資産か否か、ということ）である。よって、POWの区分問題は、①で述べた問題と密接に関連する。

負債と見る場合には、POWは前受収益である。これは他の受取オプション料の処理と同様である。むしろ、問題になるのは、POWが持分とみなされる場合である。

持分と見る場合には、POWは恒久的持分として区分される。これはEITF 87-31に基づくものである。しかし、EITF 87-31は、POWは恒久的持分である、と規定するだけであり、EITF 87-31においては、持分内部のどこに区分されるかについては、全く言及がない¹⁶⁾。FASB概念フレームワークにおいては、持分は残余として定義されるから、持分は負債ではないもの全てを含む。したがって、持分のどこに区分するのか、という点が問題となる。その一方で、POWを持分とするEITF 87-31に対し、POWは負債であるとする見解¹⁷⁾もある。したがって、負債と持分の区分問題も存在する。よって、POWの区分に関しては、負債と持分の区分問題と、持分内部の区分問題とが存在することになる。

16) なお、EITF 96-13では、「拠出資本」として処理される場合と、「恒久的持分」として処理される場合があり、この点において、「持分」と「資本」の不整合が存在する。

17) 例えば、1990年DM第2章では、POWに関して、持分であるとする見解（FASB [1990], pars. 100-101）と、負債であるとする見解（FASB [1990], pars. 102-104）を提示するが、1990年DM第4章では、第4章における議論の前提として、POW等は負債であるという結論を仮定している（FASB [1990], par. 268）。また、米国会計学会・財務会計基準委員会（以下「AAA・FASC」と略称）は、1990年DMに対する回答の中で、「POWは負債とすべきである」（AAA・FASC [1993], p. 109）と提言している。ただし、これらの仮結論や提言には論拠がない。

③ POW 株式に関する問題

3つ目の問題としては、POW 株式に関するいくつかの問題が挙げられる。

まず、POW 株式の表示の是非が問題となる。POW 株式は、現物決済がなされる時の潜在的な償還義務を表すものであるが、EITF ルールでは、それが表示されず、取引の内容が不明瞭となる場合がある。そこで、現物決済が選択肢として存在する場合に、POW 株式の表示の是非が問題となる。

次に、POW 株式を再分類した際の、POW 株式の貸方側の区分が問題となる。POW 株式の貸方側の区分に対する EITF のルールは、償還優先株式に関する SEC の基準である会計連続通牒第268号 (SEC [1979], 以下「ASR 268」と略称) を類推適用して定められたものである。この ASR 268 は、償還優先株式を持分として表示することを禁止し、暫定的持分¹⁸⁾として表示することを規定している。しかし、ASR 268 は単なる表示のルールであり、「償還優先株式が負債か否か」という概念上の問題に対しては結論を出していない¹⁹⁾。同様に、「POW 株式を暫定的持分とする」と規定する EITF ルールも表示のルールであり、暫定的持分とは何か、という概念上の問題については結論を出していない。一方で、FASB の概念フレームワークにおいては、暫定的持分という概念は存在せず、貸借対照表の貸方項目は負債と持分しか存在しないので、FASB 概念フレームワークに依拠すると、負債と持分の区分問題が生ずる。しかし、POW 株式は普通株式であり、仮に持分とみなされれば、持分内部で資本とみなされることには、何の問題もないであろう。したがって、POW 株式の区分に関しては、負債と持分 (持分内部では資本) の区分が問題となる。

また、その一方で、POW 株式を再分類した際の、POW 株式の相手勘定の、借方における分類も問題となる。EITF のルールでは、かかる相手勘定に関し

18) ASR 268 は、暫定的持分という語を用いてはいないが、この規定が、暫定的持分という語の広範な利用を引き起こしたとされている (FASB [1990], par. 203)。

19) SEC はかかる概念上の問題を、FASB に委ねている (SEC [1979], p. 1414)。

では、「持分から除外するべきである」と定められているだけで、どの持分項目をどれだけ減少させればよいのか、不明である。したがって、この点に関しては何の規定もなく、個々の企業に委ねられ、論理的でない会計処理がなされる可能性がある²⁰⁾。そこで、POW 株式を表示する際、その相手勘定としての借方項目について、いかなる持分項目をどのように減少させるかについて、問題が提起される。

④ 決算時における POW の公正価値評価の問題と、POW 取引に対するヘッジ会計適用の問題

次に問題となるのは、決算時における POW の公正価値評価の問題と、公正価値評価した時の評価損益の区分問題である。POW も取引所で取引されているオプションであるから、その価格は変動する。したがって、決算時には、公正価値評価の是非が問題となる。また、公正価値評価する場合には、未実現の評価損益が発生するが、この未実現利得・損失の処理方法が問題となる。すなわち、POW の公正価値変動は認識されるか、認識されるならば未実現利得・損失をいかに分類するのかという、2つの問題について、問題が提起される。公正価値評価による未実現利得・損失の処理方法としては、次の4つの方法が考えられる。すなわち、(a) 評価損は資本の減少、評価益は資本の増加として処理する方法、(b) 評価損は資産、評価益は負債として繰り延べる方法、(c) 評価損を損失、評価益を利得として、損益計算書に計上する方法、(d) 評価損をその他の包括損失、評価益をその他の包括利益として計上する方法、である²¹⁾。貸方側について考えると、(b)と(a)(c)(d)の区分は負債と持分の区分であり、

20) 実務における POW 株式の借方側の処理については、別稿にて検討したい。

21) この部分の記述は、弥永 [1998]、138-140ページを参考に修正を加えたものである。弥永氏は、英米等の議論を踏まえた上で、評価損益を処理する方法として、「a. 資本の部に計上すること、b. 資産または負債として計上すること、c. 損益計算書以外の経営成績に関する財務諸表に計上すること、d. すべて損益計算書に計上すること」(弥永 [1998]、140ページ)の4つを挙げる。しかし、この記述には問題点がある。一つ目は、評価損を「資本の(部の)減少」として処理することに言及しないと、上記の4つの方法は並列しない、という点である。二つ目は、「資産または負債として計上する」というが、何を資産として計上し、何を負債として計上するの

(a)と(c)と(d)の区分は持分内部の区分である。よって、公正価値評価による未実現損益の分類問題は、負債と持分の区分問題と、持分内部の区分問題という、2つの区分問題の両者が関連しあう問題となる。

POWを負債とする場合、EITFは、通常の売建オプション取引と同じ処理を規定する。しかし、POWを持分とする場合、EITFは、決算時におけるPOWの価格変動を認識しないことを規定する。資本取引からは損益が生じないという前提の下で、決済時のオプションの価格変動は損益計算書にも貸借対照表にも計上されず、この場合、POWの価格変動による未実現利得・損失は計上されない。しかし、この場合におけるEITFの規定は、通常の売建オプションに関する、米国における会計処理とは異なる。通常、オプション取引は損益取引であって資本取引ではない。よって、すべてのPOW取引を通常のオプション取引と同様に損益取引であるとみると、全てのPOWを公正価値評価できることになる。

また、公正価値評価の問題と関連して、ヘッジ会計適用の可能性が問題となる。EITFルールでは、POW取引に対してヘッジ会計が適用される余地はない。その理由は、前述の通り、資本取引とされる場合はPOW取引が資本取引であるということ、損益取引とされる場合はSFAS第80号のヘッジ会計適用の要件を満たさないことが理由であると思われる。しかも、デリバティブに対するヘッジ会計を規定したSFAS第133号においては、持分と分類されるPOWを同基準書の対象外としている(FASB [1998], par. 11 (a))。しかし、負債とされるPOWについてはヘッジ会計が適用されうるし、また、POW取引全体を損益取引と見れば、ヘッジ会計が適用されうるであろう。一方、前述の①で述べたように、POW取引のうちのオプション料の授受取引を損益取引、決済取引のうち株式の移動があった場合のみを資本取引とみなす場合には、株式の移動があった場合にはヘッジ会計は適用できないが、現金の授受があった

、かが明示されていない、という点である。本稿ではこの2点に留意し、弥永氏の記述を修正した上で参照した。

場合にはヘッジ会計適用の可能性がある。また、オプション料の授受取引を損益取引、決済取引を資本取引とみなせば、POW 取引にヘッジ会計は適用できない。

すなわち、公正価値評価の問題とヘッジ会計適用の問題は、POW 取引をどのように性格付けるかに依拠しており、前述の①で述べた問題点と密接に関連する。

⑤ POW 取引終了時の会計処理の問題

5つ目の問題は、POW 取引終了時における会計処理の問題である。取引終了時には、POW は行使されるか、未行使のまま消滅するか、償還されるかのいずれかである。EITF ルールでは、POW が持分と分類される場合の POW 取引からは損益が生じない。また、SFAS 第130号の発行に際しても、POW が持分とされる場合の現金の受払は、その他の包括利益には計上されず (FASB [1997], pars. 116-118)²²⁾、持分項目に直接増減される。しかし、この場合の POW 取引を資本取引と見なさず損益取引と見れば、取引終了時には損益が生じるであろう。

EITF において POW が負債とみなされる場合、決済による株式の移動は損益取引とされ、取引終了時には損益が計上される。したがって、かかる場合に現物決済によって自己株式を取得したり、純額現物決済によって自社の株式を引き渡す場合、そうした取引から損失が生じることになる。現物決済の場合は、POW 行使による自己株式の取得コストを、取得原価で計上するのか、それとも取得した時点における自社の株式の公正価値で計上するのか、という問題が生じる (これらの問題に関しては、FASB [1990], pars. 229-266 を参照)。純

22) なお、SFAS 第130号のこの部分で直接問題となっているのは、EITF 94-7 である。POW は EITF 94-7 の対象ではないが、SFAS 第130号の注13において、EITF 94-7 が EITF 96-13 に統合されたことが記されている。よって、SFAS 第130号の審議においては、POW を含む「自社の株式に連動し、最終的に現金で決済される可能性のある契約」から生じる利得・損失を、その他の包括利益に含むべきか否かを論じたものと思われる。

額現物決済の場合は、ライターは損失の分だけ自社の株式を引き渡すことになる。自己株式を引き渡す場合には、自己株式取引は資本取引であるとする、米国の伝統的な自己株式会計論と矛盾する。新株を引き渡す場合には、損失の穴埋めのために増資していることになり、自社の株式の移動から損益は生じないとする APB 意見書第9号第28項に反し、資本会計の議論に問題を投げかけている。

また、POW 取引のうち、株式の授受取引を資本取引、オプション料の授受取引を損益取引と見ると、POW からは収益、純額現金決済からは損失が生じるが、自社の株式の授受からは償還損失は生じない。さらに、オプション料の授受取引を損益取引、決済取引を資本取引と見ると、POW からは収益が生じるが、決済時には損失は生じない。

したがって、この問題も、前述の①と密接に関わる問題である。

IV 総括と今後の課題

本稿における議論を要約すると、次のようになる。

- (1) EITF は、POW 取引に関する現行ルールにおいて、予め決済手段を仮定することによって、決算方法の多様化という金融商品の高度化に対応しようとするが、実際に行なわれた決済について考慮しないので、同じ結果に異なる処理がなされ、利益数値が異なってくる、という可能性を生む。予め仮定された決済方法が、取引を性格付け、そして POW などの分類を決める規準としての妥当性を持つか否かを考慮しなければならないであろう。
- (2) EITF ルールにおいて POW 取引が資本取引とされる場合には、その根拠として、自社の株式に関する取引を資本取引とみなす APB 意見書第9号第28項がある。したがって、POW 取引が資本取引か損益取引か、という問題は、自己株式を含む自社の株式にかかる取引をいかに性格付けるのかという問題に依拠する。また、オプション料の授受取引と決済取引（あるいは決済取引のうち、自社の株式の移動を伴う取引）は別物であるとみなすと、両者

を分離する考え方も存在しうる。かかる取引の性格付けの問題から、POWの区分、ヘッジ会計の適用、POWの公正価値評価、POW取引終了時の損益計上、といった諸問題が派生する。

- (3) EITF ルールにおいては、POW 取引を資本取引と見る場合には、POW を恒久的持分とみるが、持分内部ではどこに区分するかを示しておらず、したがって、持分内部の区分が問題となる。また、この場合の POW を負債と見る者もあり、負債と持分の区分問題が生じる。よって、POW の区分問題は、負債と持分の区分問題、及び持分内部の区分問題が関わり合う問題である。
- (4) また、POW を負債と見ると、他のオプションと同様、公正価値評価の問題が生じ、公正価値評価による未実現利得・損失の認識問題が生じることになり、さらにかかる未実現利得・損失を認識するならば、その分類をめくり、負債と持分の区分と持分内部の区分という2つの問題が重複することになる。
- (5) EITF ルールにおいて POW が負債とみなされる時に現物決済すると、自己株式の取得コストと自社発行株式の公正価値との差額を損失として認識することになる。また、負債とみなされる時に純額現物決済すると、自社の株式をホルダーに与える取引から損失が生じていることになる。自己株式が絡む場合には、米国における自己株式会計論と矛盾し、新株が絡む場合には APB 意見書第9号第28項と矛盾する。かかる矛盾は、資本金論の議論に問題を投げかけ、資本金論という問題を金融商品の会計問題と結び付けて考える必要性があることを示しているものと考えられる。
- (6) POW 株式は、潜在的な義務を表す項目であるが、EITF ルールにおいては、POW 株式が表示されない場合がある。そこで、POW 株式の表示の是非に関する問題が生じる。そして POW 株式を表示する際、POW 株式の貸方における区分、および POW 株式の相手勘定に関する区分が問題となる。
- (7) EITF は、POW 株式に関して、ASR 第268号を類推適用して暫定的持分としているが、それは表示のための項目であり、表示と処理が乖離する結果

を生む。また、FASB 概念フレームワークにおいては暫定的持分という概念が存在しないため、概念フレームワークに依拠すれば、POW 株式は負債か持分（持分内部では資本）か、という問題を生じせしめる。また、POW 株式の相手勘定に関する、借方における分類問題もあり、いかなる持分項目をどのように減少させるのかについて、問題が提起される。

よって、負債と持分の区分問題と持分内部の区分問題には、連関があることが、POW 取引における会計問題を考察することによって示すことができたものと思われる。従来、これらの問題は別物として論じられてきた。また、資産・負債アプローチにおいては、持分は残余として消極的に定義され、負債と持分の区分問題は「負債か否か」という発問に置き換わり、当該問題を論ずる際に持分内部の区分を問う傾向があまりなかったように思われる。しかし、本稿で示したように、状況によっては両者が関わり合う項目があるので、負債と持分の区分問題、および持分内部の区分問題という両者を関連付けて考察する必要がある。ただし、本稿では、その関連のあり方を明確に示すことができなかったため、今後の検討課題としたい。

また、資本会計という問題を、金融商品会計という新しい問題と関連させて論ずる必要があることを指摘したが、この点についても今後の検討課題としたい。

さらに、決済方法の多様化という、金融商品の高度化現象が生じたことによって、会計ルール（ないしは会計基準）において対応する必要性が生じたことと、その対応の方法として、予め一定の決済方法を仮定し、仮定上の決済方法に依拠して会計処理を決定する方法があることを指摘した。その上で、かかる方法の妥当性を吟味する必要があることを示すこともできた。次稿では、本稿で示した POW 取引における諸問題に対する検討を行い、筆者なりの見解を示したい。

引用文献一覧

- 新井清光 [1996] 「会計制度上の課題としての「資本」と「利益」の区別」『企業会計』第48巻第1号。
- 桃田龍三 [1996a] 「自己株式を対象としたプット・オプションの会計問題」『旬刊経理情報』第788号。
- [1996b] 「負債と持分の区分の会計問題」『日本文理大学商経学会誌』第15巻第1号。
- [1997] 「デリバティブと自己株式会計」『会計』第151巻第5号。
- 徳賀芳弘 [1997a] 「負債と資本の区分(1)」『企業会計』第49巻第7号。
- [1997b] 「A/L view 採用の制度的帰結」(日本会計研究学会スタディ・グループ 津守常弘主査『会計の理論的枠組みに関する総合的研究(最終報告)』) 97-106ページ。
- 野口晃弘 [1999] 「条件付持分証券の会計」新世社。
- 弥永真生 [1998] 「デリバティブと企業会計法」中央経済社。
- AAA・FASC [1993] "Response to the FASB Discussion Memorandum 'Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both'," *Accounting Horizons*, Vol. 7, No. 3, pp. 105-113.
- APB [1966] *Reporting the Results of Operations*, Opinion No. 9.
- Beier, R. J., and R. H. Herz [1997] "Accounting for 'Free Standing' Interest Rate, Commodity, and Currency Derivatives—Futures, Forwards, Swaps, and Options," in *Accounting for Derivatives*, ed. by R. E. Perry, Irwin, pp. 25-92.
- EITF [1987] *Sale of Put Option on Issuer's Stock*, Issue Summary/Minutes, Issue No. 87-31.
- [1995] *Accounting for Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock*, Issue No. 94-7, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19, 1996*, ed. by FASB, pp. 775-776A.
- [1996] *Sale of Put Option on Issuer's Stock that Require or Permit Cash Settlement*, Issue No. 96-1, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19, 1996*, ed. by FASB, pp. 843-844.
- [1997] *Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock*, Issue No. 96-13, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as*

of September 18, 1997, ed. by FASB, pp. 871-874G.

FASB [1984] *Accounting for Futures Contracts*, Statement of Financial Accounting Standards No. 80.

— [1985] *Elements of Financial Statement*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6. (平松一夫・広瀬義州訳 [FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]] 中央経済社, 1994年)

— [1990] *An Analysis of Issues Related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum.

— [1997] *Reporting Comprehensive Income*, Statement of Financial Accounting Standards No. 130.

— [1998] *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Statement of Financial Accounting Standards No. 133.

Miller, P. B., R. J. Redding, and P. R. Bahnson [1998] *The FASB: The People, the Process, and the Politics*, 4th ed., Irwin/McGraw-Hill.

Schneider, D. K., and M. G. McCarthy [1995] "Put Option Written on an Enterprise's Own Stock: Accounting for a Popular Derivative," *The Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol. 6, No. 3, pp. 19-30.

SEC [1979] "Presentation in Financial Statements of 'Redeemable Preferred Stocks,'" Accounting Series Release No. 268, *SEC Docket*, Vol. 17, No. 20, pp. 1412-1419.